



ハワイ州第1巡回裁判所 3号法廷 2013 08 06



男性の被験者は足のマークのある場所に立って検査を受けなければならない。 2013 08 09



女性の被験者は鏡が設置された個室でドアを開けたまま採尿される。



6種類の薬物を検出できる簡易尿検査キット



ハワイの3種類の Probation

- 1 通常のプロベーション (probation-as-usual)
年1000ドル
- 2 HOPEプロベーション(HOPE probation)
(2004年～)年1500ドル
- 3 新型ドラッグ・コート(2011年～)年6300ドル
(re-directed Drug Court)
Ref. ハワイの連邦刑務所 4万6000ドル
プログラムの密度 & cost
1 < 2 < 3

日本の薬物自己使用事犯処理の問題点

- 1 覚せい剤取締法の再犯率 65%
- 2 初犯者 単純執行猶予
- 3 再犯者 懲役実刑
but 回復プログラムの不足



保護観察を強化する必要性

日本における刑罰の目的

応報刑 & 執行刑の範囲で社会復帰を考える



自由制約 + 刑務作業 中心
再社会化が不十分となる

(立法論)

刑罰の目的を 特別予防 = 社会復帰
と考えてプログラムを刑罰として科す

Ref. イタリア憲法27条3項

刑罰は人道的取扱いに反するものであってはならず、
受刑者の再教育を目指すものでなければならない。

刑法25条改正の必要性

執行猶予の要件が厳しすぎる

第25条(執行猶予) 次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その執行を猶予することができる。一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあってもその執行を猶予された者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

改正案(尾田)

① 刑罰を施設内処遇から社会内処遇中心に転換させよう。
～刑務所に行くのは保護観察の遵守事項違反者だけで良い

② 刑法25条2項但書削除
～保護観察付執行猶予期間中の再犯でも再度の執行猶予判決を言い渡せるようにする。

③ 刑法25条2項の再度の執行猶予の要件
×「1年以下の懲役または禁錮」
○「3年以下」に改正する
～保護観察付き執行猶予を言い渡しやすくすることを提案する。

NPO法人アパリ 連絡先

○受付時間 月～金 10:00-18:00

○家族教室 第1、第3月曜日 18:30-20:30

〒162-0055

東京都新宿区余丁町14-4 AICビル1F

電話 03-5925-8848

FAX 03-5925-8984

<http://www.apari.jp/npo/>

apari.oda@gmail.com